

山口県立大津緑洋高等学校いじめ防止基本方針

平成30年2月改定

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。

本校においては、これまでもいじめの防止・根絶に向けた取組として、平成26年3月に「山口県立大津緑洋高等学校いじめ防止基本方針」を策定し、総合的かつ効果的ないじめ対策を推進してきた。平成28年3月には、外部専門家等との連携強化や、いじめに対する一貫した組織的な対応の徹底など、新たな項目も加え、本校いじめ基本方針を改定し、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢での取組を進めてきたところである。

平成29年3月に、国の基本方針が改定されたことを踏まえ、山口県においても県内でみられる課題を検証し、山口県いじめ防止基本方針が改定された。

また、近年、部活動内でのいじめや、スマートフォン等を通じてのインターネット上のトラブルが発生するなどの課題も見られるようになった。そこで、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「山口県いじめ防止基本方針」の改定を受け、本校におけるいじめ防止等の対策が、より体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、「いじめの定義」に関する新たな考え方、及び「いじめの解消の定義」を明確化するとともに、地域との協働やいじめ対策委員会を中核とする組織的対応、外部専門家や関係機関との連携を一層強化するために、「山口県立大津緑洋高等学校いじめ防止基本方針」を改定する。

また、学校評価アンケート等を利用し、保護者や地域からの評価も含め、いじめに対する様々な取組が実効的なものになっているかどうかを点検し、必要に応じて見直すこととする。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめとは

いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会が中心となり、表面的・形式的にならないよう、いじめられた生徒の立場に立って行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目していじめに該当するか否かを判断していく。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、いじめた生徒への教育的な配慮やいじめられた生徒の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取る。

2 いじめの防止等に係る基本的考え方

(1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。(法第4条)

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、未然防止の観点から、すべての生徒を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、家庭や地域、関係機関等との連携・協働の下、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育む教育活動を行う。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめは構造的に見えにくい一面があることから、生徒の些細な変容について、関わるすべての教職員が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期のいじめの認知に努める。

いじめを認知した場合は、いじめ対策委員会と情報共有し、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、生徒にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行い、また、解決後もきめ細かく見守りを行う。

いじめの発見・通報を受けた場合には、担任や教科担当、部活動顧問等、担当教職員が一人で事案を抱え込むことなく、学校として情報の共有を基に、いじめ対策委員会を中核として、全校体制でいじめの解決に向けて取り組む。

(3) 家庭や地域との連携

生徒を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため、相談窓口等の周知、PTAや学校評議員等と積極的に協働を図る。

(4) 関係機関等との連携 (P. 8参照)

いじめの問題の対応においては、関係の生徒・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等と速やかに適切な連携を図る。

平素から、警察、児童相談所、地方法務局、県教委等と定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有体制の更なる充実に努める。

II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する事項

(1) いじめ対策組織の設置

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組を統括する組織として、「いじめ対策委員会」を置き、既存の「生徒指導委員会」「生徒(指導)課会」を実働的な組織として活用する。これらの組織は各取組に対し、評価・検証等を行い、恒常的に改善を図る。

○ いじめ対策委員会

年間2回の全委員による会議、学期ごとの校内委員による取組状況検討会議、事案の発生時に必要に応じた委員による緊急会議等

・ 構成

管理職、保護者代表(PTA会長)、スクールカウンセラー、生徒(指導)課長、保健体育課長、教育相談担当、学年主任、養護教諭、生徒指導課担当教員

※ 必要に応じ、学校評議員、SSW、外部専門家と連携・協働する体制を構築する。

・ 役割

- ◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善
- ◇ いじめの相談・通報の窓口
- ◇ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

○ 生徒指導課会等

定例会議、事案発生時の緊急会議等

- ・ 構成 生徒(指導)課長、生徒(指導)課担当教員

※ 必要に応じ、保健体育課長、教育相談担当、養護教諭、学年主任、当該学級担任・部活動顧問等を加える。

- ・ 役割

- ◇ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有
- ◇ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、関係生徒への生徒指導 等
- ◇ 学校行事、校内研修等の企画・実施
- ◇ アンケート調査の実施・結果の分析・対策の検討

(2) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。「いじめは人間として、絶対に許されない」という意識を徹底するとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。

(3) 豊かな心を育む教育の推進

- ・ 生徒の一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むため、教育活動全体を通して、道徳教育を充実させる。
- ・ いじめの未然防止に向け、生徒の規範意識を醸成するため、「きまり」「節度」「礼儀」を重視した指導を行い、生徒が主体的に判断し、行動できるよう、具体的な取組を行う。
- ・ 社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域清掃活動等のボランティア活動やふれあい体験等の取組の充実を図る。

(4) いじめの防止等に関する措置

いじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、別に示す「年間計画」により、「いじめ対策委員会」を中核とする「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向けた実効的な取組を行う。

(5) いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月は継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であるといじめ対策委員会に置いて判断した場合は、より長期の期間を設定する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを、本人及びその保護者に対し、面談等において確認する。

2 重大事態への対応

重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条）（年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合は学校又は県教委の判断で重大事態と認識する。）

(1) 重大事態の判断および報告

当該事案が重大事態であると判断した場合は、県教委を經由して知事へ、速やかに事態発生について報告する。

また、生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査等にあたる。

(2) 重大事態の調査

①調査の主体・・・学校又は県教委

②調査の趣旨・・・客観的な事実関係を明確にし、当該重大事態への対応及び同種の事態の発生防止に資することを目的とする。

③調査の組織・・・学校：いじめ対策委員会、県教委：いじめ問題調査委員会

④調査結果の報告及び提供・・・個人情報に配慮した上適切に提供し、県教委を經由し知事に報告する。

3 いじめの防止等のために実施する具体的な取組

未然防止（いじめの予防）

(1) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- ・ 教職員の資質能力の向上に向け、スクールカウンセラー等と連携しながら、積極的に事例研究や教育相談等のいじめ防止等に向けた校内教職員研修を開催する。
- ・ すべての生徒の能力を最大限に発揮できるよう、開発的な援助を行う教育相談体制の充実に一層努めるとともに、県教委作成の「Fit」（学校適応感を測る客観テスト）を活用するなどの取組を行い、生徒理解に努める。
- ・ 中高の切れ目のない支援体制を構築するため、中高連携を促進し、学校相互間の情報共有に努めるとともに、一貫したいじめの防止等の対策に取り組む。
- ・ 障害のある生徒及び海外から帰国した生徒や外国につながる生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、東日本大震災により被災した生徒等、指導上配慮が必要な生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の特性への理解を深めるとともに、生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

(2) 教育活動全体を通じた取組

- ・ 自ら考え、判断し、表現する学習活動を通して学び合い、学習内容を深めていくことができる、授業づくりに努める。
- ・ すべての教育活動を通じて道徳教育を行い、生徒の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組を進める。
- ・ 生徒が、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができるよう、学級活動・ホームルーム活動をはじめ、学校行事、生徒会活動、部活動等において、内容・方法を工夫改善する。また、いじめの防止・解決に向けた生徒の主体的な取組を支援する。
- ・ 学校行事やボランティア活動、AFPY（県独自の体験学習法）を活用した体験活動等に重点的に取り組み、思いやりの心や社会性を育む。
- ・ 部活動においては、顧問教員等の指導の下、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じて、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、課題を解決するなどの自己指導能力の育成を図る。
- ・ インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ること等を理解させるなど、情報モラルを身に付けさせる。
- ・ 生徒が、自ら命の危機を乗り越える力、生徒同士が相互に危機を察知し、適切に対応できる力を等を身につける自殺予防教育を推進するとともに、「学校には信頼できる大人がいる」といった雰囲気醸成に努め、生徒の悩み等を受け取る体制の充実を図る。

(3) 「いじめ対策委員会」による評価・検証・改善

いじめ対策委員会において、基本方針の策定や見直し、いじめの未然防止の取組が計画通り進んでいるかの確認など、日常的に評価・検証・改善を行い、速やかにすべての教職員に情報共有が図られる体制づくりを行うとともに、主体的かつ機動的な組織として位置付ける。

(4) 学校評価による評価・検証・改善

基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、いじめ防止等に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価するとともに、結果を踏まえ改善を図る。

(5) 家庭・地域との連携

- ・ いじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携が必要であるため、日頃から信頼関係づくりに努める。
- ・ PTA、学校評議員、青少年健全育成協議会等の関係団体や警察等の関係機関と協議する機会を設け、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
- ・ 生徒の校外生活について、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークの充実・強化に努める。

早期発見（把握しにくいいじめの発見）

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

【レベル1】 日常的衝突としてのいじめ

集団で活動する場合、しばしばみられる日常的衝突の中でいじめと認知すべきもの。

【レベル2】 教育課題としてのいじめ

生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートし、組織的対応が必要なもの。

【レベル3】 大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

法に定める「重大事態」に該当する、又は「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

また、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目していじめに該当するか否かを判断し、「いじり」や「からかい」もいじめだという認識を持つ。

(1) 校内指導体制の確立

「いじめは外から見えにくい」ことを踏まえ、より多くの情報が寄せられるよう複数の教職員による指導体制づくりを行うとともに、学校評価における生徒・保護者アンケート等の実情をできるだけ正確に把握し、恒常的にいじめ問題への取組について見直しを図る。

(2) 具体的な取組

- ・ 「背景にいじめがあるのではないか」という意識を常にもちながら、保護者と緊密に連携し、定期アンケート、各学期の個人面談に取り組むとともに、担任・副担任を中心に全教職員できめ細かく生徒を見守る体制をつくる。
- ・ 開かれた保健室・相談しやすい教育相談室づくりの取組に加え、教育相談箱の設置により、様々な手段で生徒の不安や悩みをしっかりと受け止め、信頼感にもとづいた教育相談活動を行う。
- ・ 生徒に気になる変化が見られた場合や遊びやふざけに見えるものでも気になる行為があった場合等は、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）等を記録に残し、教職員がいつでも共有できるようにする。生徒（指導）課や教育相談の担当教員が、得られた情報を集約・整理し、緊急性の度合いに応じて、生徒（指導）課会議や教育相談会議等で対応の仮判断を行い、校長または副校長の承認を得て実行する。必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を検討する。

(3) 家庭・地域との連携

- ・ 学校評価結果の公表等の積極的な情報発信、学校運営協議会の取組の中で、開かれた学校づくりを推進し、地域と連携・協力しながら生徒を共に育てるという意識を高める。
- ・ 学校に寄せられる保護者や地域からの意見を課題把握に生かし、共に考え、生徒のためにいじめを解決していく姿勢を明確に示す。

早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

（1）早期対応のための本校の体制

- いじめを認知した場合は、担当教職員が抱え込むことなく、速やかに情報の共有と事実関係（時・場所・人・態様等）の調査を行い、客観的な事実を基に、保護者と緊密に連携し、いじめ対策委員会を中核として、全校体制で解決に向けて取り組む。

対 象	担 当	備 考
いじめを受けている生徒	いじめを受けている生徒が相談しやすい教職員	SC等との連携
いじめを行っている生徒	生徒（指導）課長、生徒（指導）課員	複数対応
周りの生徒（観衆・傍観者）	該当学年主任、HR担任・副担任	複数対応
いじめを受けている生徒の保護者	HR担任・副担任	複数対応 必要に応じて、生徒（指導）課長、副校長、教頭等
いじめを行っている生徒の保護者	該当学年主任、HR担任・副担任、生徒（指導）課長、副校長、教頭等	複数対応 面談の目的・役割・分担・対応の実際等を事前協議の上、対応
PTA等	校長、副校長、教頭	
山口県教育委員会	校長、副校長、教頭、生徒（指導）課長	担当：学校安全・体育課 学校安全管理班
SC、SSW、警察、やまぐち総合教育支援センター、児童相談所等関係諸機関	校長、副校長、教頭、生徒（指導）課長	

（2）いじめへの対応

① いじめを受けている生徒・保護者への対応

- いじめを受けている生徒の心の痛みや不安感等を共感的に理解するとともに、「絶対に守り通す」「必ず解決する」姿勢を示す。
- いじめを受けている生徒に対して事実確認を行う際には、精神的負担をかけることに十分に配慮するとともに、支え、励まし、本人の良さを認めることによって、自信を回復させ、精神を安定させることに努める。さらに、必要に応じて被害生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。
- いじめの事実を認知後、直ちに状況を整理し、できる限り早期に保護者に正確に伝える。また、保護者の心情に寄り添いながら、学校の管理下で起こったことに対する謝罪、状況や今後の対応方針の説明、解決に向けての協力依頼等、誠意をもって行う。

② いじめを行っている生徒・保護者への対応

- いじめの解決に当たっては、当事者だけでなく、周りの生徒からも詳しく事情を聴き取り、事実関係を正確に把握する。その際、なぜそのような行為に及んだのかという背景について、話を十分に聞き、心情をくみ取る。
- 好意から行った行為が意図せず相手を傷つけた場合等においては、「いじめ」といった言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応で行う。
- 「説得より納得」を前提に、自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたかを認識させるとともに、再びいじめを行わない気持ちを強く持たせることを中心に指導する。
- 保護者への対応については、当該生徒への指導・支援の在り方を共に考え、今後の学校生活における人間関係の構築に向けての働きかけを行う。

③周りの生徒（観衆・傍観者）・保護者への対応

学校内にいじめは許されないという雰囲気づくりに努めるとともに、「周りではやしたてる」「見て見ぬふりをする」生徒に対しても、いじめを制止するか、教職員に相談するよう指導する。

④いじめのアフターケア

一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化、陰湿化され、いじめが継続している場合もあることから、関係した生徒の事後の様子を継続的に注視し、当事者や周りのものを含む集団に寄り添った対応を行う。

(3) 教育相談の在り方

いじめを受けている生徒の心のケア、いじめを行って生徒の内省を促す支援等、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関との連携を図る。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- ・ インターネット上で行われるいじめに対しては、いじめを受けた生徒からの申し出を精査する過程で、書き込み等を印刷又は写真撮影しておくなど、記録を取る。
- ・ 必要に応じて、関係機関等（P. 8参照）に相談し、指導助言に基づいた対応を行う。また、警察と連携した対応が必要と認められる悪質な事案等については、少年安全サポートセンターや長門警察署等とチームを編成し、問題の早期解決に努め、被害の拡大を最小限に抑える。

(5) 保護者との連携

- ・ いじめを受けている生徒の保護者との面談の時間を速やかに設定し、教職員が保護者と一緒に考え、生徒のためにいじめを解決していく。
- ・ いじめを行っている生徒の保護者へは、「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識の下、いじめの解消に向け取り組むことを伝えるとともに、生徒のよりよい成長のために協力を依頼する。

(6) 地域・関係機関との連携

- ・ 日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」協定（平成28年4月）に基づき、教育的配慮を行いながら、警察と連携した対応を図る。

重大事態への対応（生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

(1) 重大事態の判断

いじめの根絶に向けた未然防止の取組が重要であるが、暴力行為や不登校がいじめによる重大事態に当たるか否かを、いじめ対策委員会において判断する。判断に当たっては、県教委からの指導助言を得る。

(2) 重大事態への対応・調査

重大事態への対応については、事案の重大性を踏まえ、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にはしっかりと向き合い、いじめを受けている生徒の心身の安全の確保を最優先に、いじめの解決に向けた取組を行う。また、外部専門家等とも連携しながら、いじめ対策委員会を母体に調査委員会を設置し、迅速・的確かつ組織的に対応する。

なお、県教委が設置する専門家等の第三者からなる「いじめ問題調査委員会」による調査を行う場合もある。

Ⅲ 家庭・地域・関係機関との連携

いじめの問題の解決に向けては、家庭・地域との緊密な連携・協働が重要であり、学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、PTA生徒指導部会で「いじめ対策」を検討するとともに、青少年健全育成協議会等の地域の関係団体にも協力を依頼し、学校基本方針の共通理解を図りながら、地域ぐるみで情報交換の促進、連携の強化等に努める。

また、生徒・保護者の不安や悩み等を受け止めるとともに、地域とも協働を図るため、本校の相談窓口や関係機関等の相談窓口の周知を図り、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談にも対応できる体制を整備する。

(1) 本校の相談窓口

山口県立大津緑洋高等学校			
大津校舎	電 話	0837-26-0500	教育相談担当
日置校舎	電 話	0837-37-2511	教育相談担当
水産校舎	電 話	0837-26-0911	教育相談担当

(2) 関係機関等の相談窓口

○ 24時間子どもSOSダイヤル〔やまぐち子どもSOSダイヤル〕(やまぐち総合教育支援センター)	0120-0-78310
○ ふれあい総合テレホン(やまぐち総合教育支援センター)	083-987-1240
○ ふれあいメール(やまぐち総合教育支援センター)	soudan@center.ysn21.jp
○ 山口県教育庁行政相談室(教育庁教育政策課)	083-933-4531
○ 子どもの人権110番(山口地方法務局)	0120-007-110
○ サイバー犯罪対策室(山口県警本部)	083-922-8983
○ ヤングテレホン・やまぐち(山口県警本部)	0120-49-5150

令和2年度山口県立大津緑洋高等学校大津校舎いじめの防止等に向けた年間計画

月	いじめ対策委員会	学校行事	保護者との連携	外部との連携
4	全教職員共通理解 全委員による会議① (年度方針・計画作成) 校内研修①(いじめ)	入学式、対面式 オリエンテーション(1年) AFPY教室(1年) 新入生携帯等指導(1学年)	HP更新 基本方針の通知	担当者確認(関係機関) 中学校訪問(新入生出身中学校) 新入生携帯等指導(警察等)
5	教育相談会議①(全学年) (アンケート結果集計・情報共有)	F i tアンケート①(全学年) 生徒総会	P T A評議員会 P T A総会	中高生徒指導連絡協議会 学校評議員会 県生徒指導連絡協議会 中高連絡協議会
6	校内研修②(特別支援教育)	授業公開 インターンシップ等体験学習(2年) 救急救命講習会(2年) 人権教育(3年) 運動会	長門地区校外生活指導連絡協議会 P T Aだより 運動会	長門地区校外生活指導連絡協議会 青少年育成市民会議 校外巡視(警察) 校内研修講師(地域コーディネーター、S C)
7	取組状況検討会①	学校生活調査アンケート①(全学年) 夏季休業前指導	保護者会(全学年)	県教育相談連絡協議会 学校警察連絡協議会 こども環境クリーンアップ作戦 長北地区生徒指導連絡協議会
8				校外巡視(警察)
9	行事企画・運営 教育相談会議②(1、2年) (アンケート結果集計・情報共有)	文化祭(全学年) 面談週間(全学年) F i tアンケート②(全学年) 情報モラル教育(1年)	文化祭	校外巡視(警察) 合同列車巡視(J R)
10	いじめ防止・根絶キャンペーン いじめ防止・根絶に向けた取組状況の点検	情報モラル教育(2、3年) 性に関する教育(全学年) 授業公開	P T A評議員会	
11	校内研修③(教育相談)	薬物乱用ゲームゼッタイ教室(全学年) 生徒総会	校内警備 P T Aだより	薬物乱用ゲームゼッタイ教室(警察等) 中高生徒指導連絡協議会 学校評議員会
12	取組状況検討会②	修学旅行(2年) 学校生活調査アンケート②(全学年) クラスマッチ 冬季休業前指導	保護者会(全学年) 合同校外巡視 学校評価アンケート (いじめ対策含む)	長北地区生徒指導連絡協議会 市内合同巡視
1		F i tアンケート③(1・2年) 性に関する教育(3年)		
2	生徒指導上の課題集約 教育相談会議③(1、2年) 取組状況検討会③ 全委員による会議② (方針の見直し等)	人権教育(1、2年)	P T A評議員会	学校評議員会 校外巡視(警察)
3		クラスマッチ 合同スポーツ大会 春季休業前指導		

令和2年度山口県立大津緑洋高等学校日置校舎いじめの防止等に向けた年間計画

月	いじめ対策委員会	学校行事	保護者との連携	外部との連携
4	全教職員共通理解 全委員による会議① (年度方針・計画作成) 校内研修①(いじめ) 校内研修②(AFPY)	入学式、対面式 刈エーション(1学年) AFPY教室(1学年) 新入生携帯等指導(1学年) ボランティア清掃(生徒会)	学校いじめ防止基本方針 の通知(HP及び紙面) 新入生保護者携帯等指導	中高生徒指導連絡協議会 担当者確認(関係機関) 新入生携帯等指導(警察 等) AFPY教室(外部講師)
5	取組状況検討会①(アンケ ット結果集計・情報共有)	二位の浜清掃活動(全学年) アンケート①「Fit」(全学年) Σ(シグマ)調査(1・2学年) 面談週間①(全学年) ボランティア清掃(生徒会)	PTA評議員会 PTA総会	学校評議員会 中高連絡協議会(校内) 県生徒指導連絡協議会 長門地区中高生徒指導連絡協議会 青少年育成市民会議(地域) 列車巡視(校内)
6	校内研修③(Fit)	アンケート②「いじめ」(全学年) 公開授業 生徒総会 ボランティア清掃(生徒会)	長門地区校外生活指導連絡協議会 PTAだより	長門地区校外生活指導連絡協議会 校内研修講師(SC)
7	取組状況検討会②	情報モラル教室(全学年) スポーツクリエーション(全学年) ボランティア清掃(生徒会) 夏季休業前指導	保護者会(全学年)	情報モラル教室(警察等) 県教育相談連絡協議会 こども環境クリーンアップ作戦(地域) 長北地区生徒指導連絡協議会 列車巡視(校内) 花火大会巡視(警察等)
8	校内研修④ (特別支援教育)			校内研修講師(地域コーディネーター)
9	行事企画・運営	スポーツ大会(全学年) アンケート③「Fit」(全学年) ボランティア清掃(生徒会)	スポーツ大会	合同列車巡視(長門地区 生徒指導連絡協議会)
10	いじめ防止・根絶キャンペ ーン いじめ防止・根絶に向 けた取組状況の点検	面談週間②(全学年) インターシップ(2学年) 公開授業 ボランティア清掃(生徒会)	PTA評議員会	長門地区生徒指導連絡協議会 列車巡視(校内)
11	校内研修⑤(教育相談)	農高祭 アンケート④「いじめ」(全学年)	農高祭(校内警備等) PTAだより	校内研修(SC) 中高生徒指導連絡協議会 学校評議員会
12	取組状況検討会④	修学旅行(2学年) 救急救命講習会(1学年) 収穫祭・感謝祭(全学年) 命の大切さを学ぶ教室(全学年) ボランティア清掃(生徒会) 冬季休業前指導	保護者会(全学年) 合同校外巡視	長北地区生徒指導連絡協議会 市内合同巡視(長門地区 生徒指導連絡協議会) 列車巡視(校内)
1		薬物乱用ゲームゼット教室(全学年) ボランティア清掃(生徒会)	学校評価アンケート (いじめ対策を含む)	薬物乱用ゲームゼット教室(警察等)
2	生徒指導上の課題集約 取組状況検討会⑤ 全委員による会議② (方針の見直し等)	アンケート⑤「いじめ」(1・2学年) アンケート⑥「Fit」(1・2学年) 個人面談(1・2学年) ボランティア清掃(生徒会)	PTA評議員会	学校評議員会
3		卒業式 スポーツクリエーション 3校舎合同スポーツ大会 春季休業前指導	保護者会(1・2学年)	列車巡視(校内) 中学校訪問(新入生出身 中学校)

令和2年度山口県立大津緑洋高等学校水産校舎いじめの防止等に向けた年間計画

月	いじめ対策委員会	学校行事等	保護者との連携	外部との連携
4	第1回会議 ・方針確認 ・実施計画策定 校内研修 ・周知徹底 チーム支援会	オリエンテーション（1学年） SNS指導教室 AFPY教室（1年） 生活アンケート① 教員「気になる生徒調査」 （→情報交換会）毎月実施 情報モラル教室（警察）	学校だより HP更新→基本方針 通知 保護者アンケート① 新入生保護者アンケート	AFPY教室(外部講師) 中学校訪問
5	取組状況検討会① ・ひまわりアンケート ①情報検討・対策	ひまわりアンケート① 全校集会(携帯) 生活アンケート② Fit アンケート	PTA評議員会 PTA総会 保護者アンケート②	中高生徒指導連絡協議会 学校評議員会 県生徒指導連絡協議会 中高連絡協議会 中学校訪問
6	校内研修・確認	全校集会(事例) 人権教室① 生活アンケート③	校外生活指導連絡協議会 PTAだより 保護者アンケート③	長門地区校外生活指導 連絡協議会 校外巡視(警察)
7	取組状況検討会② ・ひまわりアンケート ②情報検討・対策	ひまわりアンケート② 全校集会(生活) 薬物乱用防止教室 生活アンケート④	保護者会 保護者アンケート④	県教育相談連絡協議会 長北地区生徒指導連絡 協議会 警察連絡協議会 中高生徒指導連絡協議会 花火大会巡視（警察等）
8	校内研修	全校集会(生活)		校外巡視
9	情報モラル研修	生活アンケート⑤Fit アンケート 全校集会(生活)	保護者アンケート⑤	校外巡視(警察)
10	取組状況検討会③ ・ひまわりアンケート ③情報検討・対策	ひまわりアンケート③ 全校集会(携帯) 人権教室② 生活アンケート⑥	PTA評議員会 保護者アンケート⑥	長門地区生徒指導連絡 協議会
11	校内研修会(教育相談)	全校集会(事例) すいこう祭 生活アンケート⑦ 情報モラル教室	保護者アンケート⑦	中高生徒指導連絡協議 会 学校評議員会
12	取組状況検討会④ ・ひまわりアンケート ④情報検討・対策	ひまわりアンケート④ 全校集会(生活) 生活アンケート⑧ AFPY教室（1年）	PTAだより 保護者会 保護者アンケート⑧ 学校評価アンケート (いじめ対策含む)	長北地区生徒指導連絡 協議会 合同巡視 (長門地区生徒指導)
1	校内研修 乗船前指導	生活アンケート⑨ 全校集会(生活)Fit アンケート	乗船保護者会 保護者アンケート⑨	
2	取組状況検討会⑤ ・ひまわりアンケート ⑤情報検討・対策 第2回会議 ・課題確認・方策検討 ・方針見直し等 ・来年度実施計画(案) 策定	ひまわりアンケート⑤ 全校集会(事例) 生活アンケート⑩ 人権教育ビデオ視聴	PTA評議員会 保護者アンケート⑩	学校評議員会 校外巡視(警察)
3		新入生携帯等指導	新入生保護者携帯等 指導	